

応援します、介護の仕事を目指す方

# 介護職員初任者研修受講料助成事業

～受講費用の一部（上限7万円）助成します～



- ▲対象:令和2年4月以降に「介護職員初任者研修」課程の受講を開始し、修了後、区内介護事業所に6か月以上就労継続中の方  
※就労していない方または区外の介護事業所等で既に就労している方も、研修を修了した日から3か月以内に区内介護事業所と雇用契約を締結し、上記の条件を満たした場合は対象となります  
※登録ヘルパーにあつては、研修修了後、登録期間が6か月を超え、かつ、従事時間が通算して180時間を超えていること

- ▲助成金額:介護職員初任者研修受講に要した経費の9/10  
(千円未満切捨)※上限7万円

- ▲申請に必要な書類:①申請書(様式1)  
②介護職員初任者研修修了証明書の写し  
③研修指定事業者発行の領収書(原本)  
※申請者が介護職員初任者研修受講料を支払ったこと、金額を証明するものに限る

問合せ・提出先  
江東区福祉部長寿応援課施設支援係（3階8番）  
TEL 03-3647-4331  
FAX 03-3647-9247